

多様な働き方に対応する労働条件策定のポイント解説講座

現代では、時短勤務や在宅ワーカー、フリーランス、介護等休業、半育休など、様々な働き方があり、企業には、従業員個々に応じた、格差のない雇用条件の策定が求められます。雇用主と従業員が気持ちよく働く環境を整備するためのポイントを、分かりやすく解説いたします。

日時 2018年**9月6日(木)** 13:30~17:00

会場 広島商工会議所 2階 202号室
広島市中区基町5-44 ※駐車場・駐輪場はありません。

対象 経営者、管理職、人事・労務担当者など

参加料 会員(広島商工会議所) 5,140円、一般 10,280円
※テキスト代・消費税を含みます。

申込方法 本申込書によりFAXにてお申込みください。
講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者に送付いたしますので、期日までに本所あて参加料をお振込みください。
※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

講師

石嵯・山中総合法律事務所
パートナー 弁護士
山口 毅 氏



◆プロフィール◆

東洋大学法学部卒業後、2001年司法試験に合格。2003年に第一東京弁護士会に弁護士登録をされ、石嵯・山中総合法律事務所に入所。以後、民法、労働法を中心とした企業法務を手がけている。2015年パートナーに就任。

著書「労働紛争リスク回避のポイント～雇用管理のリスクマネジメント～」(労働調査会)、「あなたは労働者か事業者か～その判断基準と人件費コスト削減の限界～」(労働調査会)など

お問合せ・お申込先 広島商工会議所
中小企業振興部人材開発チーム田上(たがみ)
〒730-8510 広島市中区基町5-44
TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006
Email:hiroshima@hiroshimacci.or.jp

1. 労働条件策定の基礎理論と働き方改革法成立による労働条件策定に関する実務への影響

- (1) 労働条件と契約自由の原則の関係
- (2) 労働基準法・最低賃金法による労働条件の下限規制
- (3) 就業規則・労働協約による労働条件の規制
- (4) 不合理な労働条件の禁止
- (5) 働き方改革法案による同一労働同一賃金実現の目的・背景
- (6) 待遇差説明義務
- (7) 待遇差解消のために通常労働者の労働条件を下げることはできるか

2. 契約社員の労働条件

- (1) 6月に予定されているハマキョウレックス事件最高裁判決の内容とその影響
- (2) 差別的取扱いの禁止と不合理な取扱いの禁止の違いは
- (3) 不合理な取扱いの禁止において比較対象となる「通常の労働者」とは
- (4) 不合理な取扱い禁止の判断要素とは
ア「業務の内容、業務に伴う責任の程度(職務の内容)」
イ「職務の内容及び配置の変更の範囲」
ウ「その他の事情」
- (5) 各労働条件の検討
ア 基本給 イ 手当 ウ 賞与 エ 退職金
オ 福利厚生 カ 教育訓練 キ 安全管理
- (6) どの程度の金額差が「不合理」となるのか
- (7) 無期転換した契約社員の労働条件はどのような法的評価の対象となるのか

3. 定年後再雇用の労働条件

- (1) 6月に予定されている長澤運輸事件最高裁判決の内容とその影響(退職金、年金の支給、高年齢者雇用継続給付を労働条件差の理由とすることができるか)
- (2) 定年延長をした場合、60歳以降の労働条件はどのような法的評価の対象となるのか
- (3) 高年法の趣旨に反する再雇用時の労働条件とは(九州惣菜事件最高裁判決、トヨタ自動車事件高裁判決を前提として)

4. パートタイマーの労働条件

- (1) 有期労働契約を締結しているパートタイマーの労働条件に適用される判断基準は
- (2) 年収の壁は労働条件の相違の理由となるか

5. 派遣社員の労働条件

- (1) 派遣労働者の待遇に関する法改正の内容は
- (2) 法改正に伴い派遣先が対応すべき内容は何か

FAX 082-222-6006 多様な働き方に対応する労働条件策定のポイント解説講座 参加申込書 (HP)

会社	名称			
	所在地	〒 -		
	TEL	() -	FAX	() -
	ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします		
	業種			
	備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般(該当を○印)		

氏名	所属部署	役職
参加料(@ 円) × (名) = (円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします。